



防犯こうち

NO 1

高知県風俗環境浄化協会
〒780-0056
高知市北本町一丁目9番20号
電話088-875-9861
FAX 088-875-9862
HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

風俗営業の経営者(管理者)のみなさんへ

風営適正化法の目的とは?

- ① 風俗事犯の防止
売春、わいせつ、賭博等にかかる違法行為の防止
- ② 善良風俗保持
営業から生じる歓楽性及び享楽性が過度にわたる行為の防止
- ③ 風俗環境保持
歓楽的雰囲気及び享楽的雰囲気が無制限に拡散し、周辺環境を害する行為の防止
- ④ 少年健全育成
歓楽的雰囲気及び享楽的雰囲気が年少者の健全な育成を阻害する行為の防止

禁止行為

- ① 名義貸しの禁止
- ② 客引きの禁止
- ③ 年少者の立ち入らせの禁止
- ④ 年少者雇用等の禁止
- ⑤ 20歳未満の者への酒・たばこの提供禁止

遵守事項

- ① 構造及び設備の維持
- ② 営業時間の制限
- ③ 照度の規制
- ④ 広告及び宣伝の方法の規制
- ⑤ 料金の表示
- ⑥ 年少者の立入禁止の表示

違反すると行政処分・直罰(罰金・懲役)に科せられる場合があります。

最近の摘発

- A) 高知県
「ラウンジを無許可営業」「未成年者に接客させた営業」により経営者を逮捕
- B) 他県
「未成年者に酒類提供・接待をさせた営業」により経営者等を逮捕

【立入で指摘されることが多い遵守事項】

- 従業員名簿を備えていない又は不備がある。 ○年少者の立入禁止表示がない。
- 料金の表示がない。など

経営者・管理者の皆さんは、基本的な法知識を習得して、適正な営業をお願いします。!



防犯こうち

NO 2

発行編集

公益社団法人高知県防犯協会

〒780-0056

高知市北本町一丁目9番20号

電話 088-875-9861

FAX 088-875-9862

HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

古物営業者のみなさんへ

古物営業法の目的とは？

古物の売買は、盗品などの犯罪被害品を取り扱ってしまう可能性が高いので、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために、古物営業の業務について必要な規制等が行われています。

① 窃盗その他の犯罪の防止

② 被害を迅速に回復できる社会の維持

行政処分が増加

令和4年中の全国における
古物商等に対する行政処分
(警察庁公表)

行政処分合計 781件
(内訳)

- 取消処分 5件
- 営業停止処分 1件
- 指示処分 775件

令和4年中の

古物営業法違反の検挙状況

無許可、変更届出、身分確認、帳簿等
記載の各違反で

16件、14人
が検挙されています。

【その他の古物営業法の違反形態】

上記以外にも

- 名義貸し ○取引場所の制限違反
- 古物許可携帯義務・行商従事者証携帯義務の違反
- 古物商許可標識掲示義務違反 など

があり、法令に違反すると懲役又は罰金が科せられるほか、「許可の取り消し」や「営業停止(6か月以内)」の行政処分を受ける可能性があります。

古物営業者の義務(防犯三大義務)

古物営業法は、その立法趣旨を達成するため、様々な義務を課していますが、その中でも以下の3つが最も重要

- ① 取引相手の確認義務(対面確認方法・非対面確認方法は異なります。)
- ② 不正品の申告義務(直ちに警察官に申告が必要です。)
- ③ 帳簿等の備え付け又は電磁的方法による記録の保存義務
(記載の方法、記録事項、記録の保存方法に定めがあります。)

疑問や不安点は、必ず最寄りの警察署の古物商許可事務担当者に問い合わせ、健全な営業に努めましょう。



防犯こうち

NO 3

高知県風俗環境浄化協会
〒780-0056
高知市北本町一丁目9番20号
電話088-875-9861
FAX 088-875-9862
HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

ゲームセンターの経営者(管理者)のみなさんへ

風俗営業法の適用を受ける理由は

ゲーム機賭博事犯や少年非行の温床となるおそれがあるゲームセンター等を風俗営業とすることにより、その健全化と業務の適正化を図ることを目的としています。

風俗営業法の許可が必要な営業は

射幸心をそそるおそれがある遊技やゲーム機により遊技させる場合

【対象となるゲーム機の例示】

スロットマシン、テレビゲーム、クレーンゲーム
ピンボールゲーム、デジタルダーツなどが

令和5年中【全国】

ゲーム機等使用賭博事犯
318人検挙される。

ゲームセンター等の行政処分
53件

最近の違反

大阪府で高額な物品やアダルトグッズをクレーンゲームの景品として提供した経営者を逮捕(令和5年2月)

少年の客の
立入規制

●法の規制

午後10時～午前6時の間、18歳未満の者を客として立ち入らせることは禁止

●高知県条例の規制

午後6時～午後10時の間、16歳未満の者を客として立ち入らせる場合は保護者同伴

経営者・管理者の皆さんは、法知識を習得して、適正な営業をお願いします!
当協会では、「18歳未満立入禁止」の札を無償で配付しています。



防犯こうち

NO 4

高知県風俗環境浄化協会
〒780-0056
高知市北本町一丁目9番20号
電話088-875-9861
FAX 088-875-9862
HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

まあじゃん屋の経営者(管理者)のみなさん

風営適正化法の目的とは?

- ① **風俗事犯の防止**
売春、わいせつ、賭博等にかかる違法行為の防止
- ② **善良風俗保持**
営業から生じる歓楽性及び享楽性が過度にわたる行為の防止
- ③ **風俗環境保持**
歓楽的雰囲気及び享楽的雰囲気が無制限に拡散し、周辺の環境を害する行為の防止
- ④ **少年健全育成**
歓楽的雰囲気及び享楽的雰囲気が年少者の健全な育成を阻害する行為の防止

禁止行為

- ① **名義貸しの禁止**
- ② **客引き、つきまとい等の禁止**
- ③ **18歳未満の者の立ち入らせ禁止**
- ④ **18歳未満の者の雇用等の禁止**
- ⑤ **20歳未満の者への酒・たばこの提供禁止**
- ⑥ **遊技の結果に応じた賞品提供禁止**

遊戯料金等の規制

- ① **客1人1時間**
 - ・全自動 600円
 - ・その他 500円
 - ② **台一台1時間**
 - ・全自動 2400円
 - ・その他 2000円
- ※上記の金額に消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。
※上記金額は場所の利用料、設備の利用料、従業員のサービス料等を含む。

最近の摘発

- ① **福岡県**
「賭け麻雀」で経営者ら5人が逮捕される。客3人に換金可能なチップを使ったマージャンをさせ、卓の貸出料金を徴収
- ② **東京都**
「賭博開帳図利」で経営者ら5人と客2人が検挙される。

経営者・管理者の皆さんは、法知識を習得して、適正な営業をお願いします!
当協会では、「18歳未満立入禁止」の札を無償で配付しています。



防犯こうち

No 5

発行編集

公益社団法人高知県防犯協会

〒780-0056

高知市北本町一丁目9番20号

電話 088-875-9861

FAX 088-875-9862

HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

古物営業者のみなさんへ

古物営業法の目的とは？

古物の売買は、盗品などの犯罪被害品を取り扱ってしまう可能性が高いため、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために、古物営業の業務について必要な規制等が行われています。

① 窃盗その他の犯罪の防止

② 被害を迅速に回復できる社会の維持

行政処分が増加

令和5年中の全国における古物商等に対する行政処分
(警察庁公表)

合計 923 件 (前年比 +142 件)
(内訳)

- 取消処分 8 件
- 営業停止処分 1 件
- 指示処分 914 件

令和5年中の

古物営業法違反の検挙状況

無許可、変更届出、身分確認、帳簿等
記載の各違反で

19 件、12 人
が検挙されています。

【その他の古物営業法の違反形態】

上記以外にも

- 名義貸し ○取引場所の制限違反
 - 古物許可携帯義務・行商従事者証携帯義務の違反
 - 古物商許可標識掲示義務違反 など
- があり、法令に違反すると懲役又は罰金が科せられるほか、「許可の取り消し」や「営業停止(6か月以内)」の行政処分を受ける可能性があります。

古物営業者の義務(防犯三大義務)

古物営業法は、その立法趣旨を達成するため、様々な義務を課していますが、その中でも以下の3つが最も重要

- ① 取引相手の確認義務(対面確認方法・非対面確認方法は異なります。)
- ② 不正品の申告義務(直ちに警察官に申告が必要です。)
- ③ 帳簿等の備え付け又は電磁的方法による記録の保存義務
(記載の方法、記録事項、記録の保存方法に定めがあります。)

疑問や不安点は、必ず最寄りの警察署の古物商許可事務担当者に問い合わせ、健全な営業に努めましょう。



**令和7年度
風俗営業「接待飲食等営業」対象の定期講習**

**風俗営業の第1号～第3号営業の風俗営業管理者の皆さん
は必ず受講してください。**

業種別		定義
1号営業	料理店、社交飲食店	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業
2号営業	低照度飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業を除く。）
3号営業	区画席飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの

管理者講習

管理者講習



○定期講習

おおむね3年に1回

○処分時講習

処分の日から
おおむね1年以内に1回

○臨時講習

必要の都度

法第24条第7項

風俗営業者は、公安委員会からその選任に係る管理者について講習を行う旨の通知を受けたときは、当該管理者に講習を受けさせなければならない。（風俗営業者の義務です。）

管理者の業務を適正に実施していただくための講習です。

【風俗営業管理者講習の予定】

- 令和7年11月ころに講習を予定しています。
- 講習実施予定期日の30日前までに「管理者講習通知」を風俗営業者の方に通知をさせていただきます。
- 病気等で受講できない場合は、期日の10日前までに、最寄りの警察署に「理由書」の提出が必要となります。
- 管理者講習を受けさせなかった風俗営業者は指示処分の対象となります。



防犯こうち

NO 7

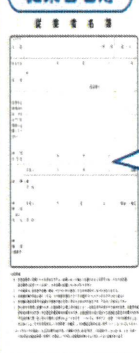
高知県風俗環境浄化協会
〒780-0056
高知市北本町一丁目9番20号
電話088-875-9861
FAX 088-875-9862
HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

風営適正化法第7条 従業者名簿の備え付け

従業者名簿備え付けの目的

営業者に従業者名簿を備え付けさせ、従業者に変更がある都度速やかに訂正することによって、営業に従事する者の実態を常に明らかにし、営業者が誤って年少者を使用する等の過ちを犯すことを未然に防止する。

従業者名簿



- 従業者の住所、氏名
- 性別、生年月日
- 採用年月日、退職年月日
- 従事する業務の内容

※退職の日から3年間は名簿を保存しておくこと
(パソコンなど電磁的な方法で記録されたものでも可)

●備え付け方法〔規則第106条〕

従業員が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿をさなえなければならない。

●電磁的方法による記録〔規則第107条〕

電磁的方法による記録も認められる。ただし、必要に応じて「直ちに表示されることができる」方法でなければならない。

接客従事者の生年月日等の確認 (法36条の2)

接待飲食等営業を営む風俗営業者、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。

①生年月日

②国籍

③外国人の場合

在留資格・在留期間・永住資格

【日本人】

- 住民票記載事項証明書
- 旅券
- 船員手帳等

【外国人】

- 旅券
- 在留カード
- 特別永住証明書等

従 業 者 名 簿

(ふりがな) 氏 名			
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所	〒()		
従事する業務の内容 (具体的に)			
採用年月日	年 月 日		
退 職 等	年月日	年 月 日	
	事 由	1 解雇 2 自身の都合による退職 3 死亡 4 その他()	
雇用時の身分確認	国 籍 ・ 地 域		
	外国籍の場合の 確認事項	在留資格	
		在留期限	
		就業許可 の種別	
	確認年月日	年 月 日	
備考(履歴等)	雇用時の身分確認()		

- 1 常時勤務している者はもちろん、必要に応じて他から派遣されている者であって当該営業に係る業務に従事している者は、この名簿を作成してください。
- 2 この名簿は、従事者の解雇、退職又は死亡の日から起算して3年間は営業所ごとに備付けなければなりません。



防犯こうち

NO 8

高知県風俗環境浄化協会
〒780-0056
高知市北本町一丁目9番20号
電話088-875-9861
FAX 088-875-9862
HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

風営適正化法第13条第4項 苦情処理に関する帳簿の備え付け

苦情処理簿備え付けの目的

深夜における客による迷惑行為を防止し、良好な風俗環境を保全するためです。苦情処理簿の作成・保存は、深夜の迷惑行為について営業者が責任をもって対処していることを示す証拠となる。



●備え付け方法

午前0時以降に営業を営むときは、営業所ごとに備え付けて必要な事項を記載、最終を記載した日から起算して3年を経過する日まで保存、「直ちに表示できるとき」は電磁的方法の記録でもよい。

●記載内容

苦情を申し出た者の氏名及び連絡先
苦情の内容、原因究明の結果
弁明の内容、改善措置、担当した者

午前0時以降に営業する場合に講ずるべき迷惑行為防止措置
(規則第27条第1項)

- ① 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を掲示又は客に交付
- ② 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で説明し、又は音声により知らせる
- ③ 泥酔した客に酒類を提供しない
- ④ 営業所内及びその周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれがある客の有無を確認
- ⑤ 上記④に規定する客がいる場合には、当該客に対し、行為を取りやめ、又はこれを行わないように求める

苦情処理簿

受 理 日 時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分		
申 出 者	氏 名 等	年 齢 歳 男・女	
	連 絡 先	電話番号	
	住 所 等		
苦 情 内 容			
原 因 究 明 結 果			
苦情に対する当 業 者 (所) の 弁 明			
改 善 措 置 等			
最 終 処 理 日 時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分		
処 理 担 当 者			